

個人の自由と社会

松 沢 裕 子

人間は自由を持つことができる。

それはいかなる時代においても、どんな強制を受けようとも何らかの形で持つことが可能であり、人間の持つあらゆるものの中で最も尊いものだと言われている。

では、このように尊ばれる自由とはいかなるものか。また人間はどのようにして自由を持つことができるのだろうか。

先ず自由 (Freedom or Liberty) の一般的意味について二通りに考えられる。第一に、それは一個人または同一集団が他の人々からの干渉や拘束または障害や強制を受けずに自分の思いのままに行動し、自分がこうありたいと思う事が放任されていることである。それは自然現象における自由落下にも適応出来るが、第二に人間世界においては人間をとりまく諸条件を選択する決定権が個人に与えられている。

例えば、ある人が自分の欲するものを手に入れようか入れまいかと迷っている。そのどちらにするかはその人の自由であると言ってよい。だがこの場合迷ったあげく手に入れることに断然した。手に入れるも入れないもその人の自由とは言え、そのようにした、いわんやそうさせられたと言うことは自由とは言えずそうせざるをえなかったと言うことになる。そうせざるをえなかったところには自由は存在しない。それは自由ではなくそうせざるをえなかったと言う必然の法則である。

自然界においては、そのような法則によって支配され成立しているが、人間の行動も法則によって支配されていると考えられるだろうか。我々が認識する自然界では、あらゆる現象は因果関係から成立する。たとえどんな

事でもその発生には原因が必ずある。その原因を辿っていくと、そのような原因にならしめた諸原因があり、諸条件がある。それらの諸原因、諸条件を踏まえたもて一つの原因が生じないとは絶対に言えないことである。物質世界に比べ人間世界は、個人個人の行動がからみ合い、さまざまな原因を持ち複雑である。さらに人間の社会的行動は物質世界の単なる自然現象と違い、精神によって動揺し個人の決断によって方向づけられる。よって一定条件の下においてどのような精神状態が心を動かし、いかなる判断に基づいて行動するかは個人個人異なり前もって予測できない。従ってそのような人間の行為の無限の集合となって推移する人間世界において、物質世界を支配する法則を見出すことは不可能である。このように我々は物質世界には支配する法則があることを認めるとしても、それと同時に人間世界に対しては、物質世界に戻らない人間としての高い次元の法則が存在する。その法則に従う個人の行為には因果関係による結果以上の自由が存在する。このようにして人間は大自然の一つの小さな物質としては必然の法則に従って生きていく。しかし人間一人一人の行動が精神によって進んでいく場合、その行動は因果関係によらず、個人によって積極的に決定され、自分で進む道を決める行為者でありたいと願望する。

自由について考える限り、一つは物質世界の法則とそれより次元を高くする精神の自由を認めるか、もう一方物質世界と精神世界とも原因と結果が同じ法則において制約されると言うことを承認しながら、かつ人間の自由を認めるよりどころとなるものがあると考えるかと言う二つのうち一つだけしかない。物質世界が因果法則で変化していることは当然の事である。従って精神世界での動きが絶えず物質的变化による結果を受けているならば、精神の変化を起こしている物質的变化は因果律によって必ずや続いて起こるものであるから、精神の動きが必然法則とは関係なくそのもととして自由に伸び伸びとしたものになることは不可能である。無論、精神現象について認められる法則は物質現象に起こりうる機械的な因果法則ではなく目的である。だが人間の行為を決める目的とは言え、必ず原因をもつものである。生きるための目的は人間が生きねばならない肉体を持つことによる。我

々が生きていくために第一に必要な衣食住を中心とするさまざまな目的を定めることはそれに先行する物質的社会的歴史的諸原因によって制約される。それが必然と言われるのなら精神的物理的に生きる人間は、必然の過程に生きて必然の法則に従って行動することになる。そのような事によらず、人間の自由について論ずることが出来るならばそのよりどころとなるものは何か。

人は籠の中に飼われた鳥を見て、その鳥には自由がないと言う。鳥は籠から放たれ、無限に広がる大空へ飛び立った時、人は鳥が解放されたと思うに違いない。野山に棲息する野鳥や野獣はその意味では自由である。そう言う場合の自由はもとより必然を排除しない。鳥や獣は、それぞれ生まれながらの習性に従って生活し、自然のままの欲望に動かされて行動している。そこには明らかに必然が支配している。しかもそれにもかかわらず鳥や獣は自由を享有している。その場合の自由とは行動の拘束を受けていない。では人間の自由について考察する場合、人は自由と言う言葉を鳥や獣の場合と同じ意味に用いているであろうか。或る場合は同じである。しかし他の場合にはそうではない。奴隷が鎖につながれている。俘虜が収容所に入れられ毎日決まったノルマを遂行するように強制されている。これらの人々には自由がない。そのような場合、彼等は籠の鳥に自由がないのと同じ意味で自由を奪われているのである。だが逆に言って、もしも人々が欲望のおもむくがままに行動し、衝動や本能に従ってなされる行為に対し、何の拘束も何の制御も加えられない状態に置かれたとして、それをはたして自由であると言うことが出来るだろうか。それが人間ではなくて鳥や獣であった場合、その状態を自由と名付けることは今見ただ通りである。しかし人間については人はそれは考えない。人は欲望の虜になっていると言うであろう。何故なら人間には理性がある。人には道徳的な責任感がなければならぬ。本能のおもむくがままに振まうことは、動物的存在としての自由ではあっても人間の自由ではない。そこで欲望によって理性が拘束され、本能によって責任感が盲目ならしめられている。このようにして人は、理性によって本能を制御し、欲望を抑えて責任を完了するところにこそ其の意味での人間の自由がある。このように人間は動物として生きていく為の欲望は誰も

が所有しているが、それをどのように使いかまた抑圧するか理性と云う判断する能力によって決定される。この理性による制約を受けながらも自由は存在する。人間だけが所有するこの理性や責任感とは一体どのようなものであるか。人々は教育によって理性に従うべき事を学ぶ。しかもただ理性に従うばかりでなく、理性による行為とはいかなるものなのか。これも教育によって学ぶ。その教育システムは、一定の社会組織や政治権力を背後に持ち、それによって教育方針も制約されているであろう。また理性による行為も社会の既存秩序を大切に保存する役割りを果たすようにさせられているであろう。そうであるとすれば、人間が理性に従って行動しつつあると感じているときも、それは自己の規律に従って行動しているのではなく、外部から支配あるいは拘束されているとも言える。人間は精神や物質の世界の中で因果の順序の中にあつて判断し、決心し行動している。その意味である人がいつ、何かをすと言ふことは必然的に起こりうることである。さらに、それがその人の個性や人格が現われた決心であるとき、そこに人間の自由が存在する。それは「必然」を取り除いた自由ではなく、精神と物質の世界を含む大きな「必然」の組織内における「人間らしい自由」のことである。このように自由は必ず起こりうる必然の中に生ずる。それは外部からの束縛や強制による必然ではなく、彼らの個性や人格から必ず起こらなければならないはずの決意としての必然である。人間が自分自身の個性や人格を導きながら可能ないくつかの行為のうちのどれかを選択することが出来る状態において人間は自由を得ることが出来る。自分自身の人格とは言へ歴史や社会の関連によって精神的、物理的に規定されている。つまり因果関係に基づく必然である。その上それらの諸条件の制約においてすでに作り上げられている人格の立場から見ると、与えられた理由を目前にして考えられるいくつかの可能な行為の中の何を選択するかはその人格自身の決定によるものである。

さて、個人の自由と社会との関係について考察するにあつて、J・S・ミルは、あらゆる性格を持つ人間が無数のお互い競争し合う方向へ各自完全に自由に伸びることが出来るようにさせることが個人や社会にとって最も重要であるとした。これは彼が強い影響を受けたテイラー夫人の真理の観念である。真理は人間が共通に持つ

ことが出来るが、それを個人個人独持に考え、表現の仕方にも人によって異なる。それが個人の造り出す独創性と言うもので、いつの時代にも人間には必ずこの独創性があつた。ミルは個人の独創性は社会や政治の進歩に大いに役立つと言うことを強調し、それと共に個人の自主的で知的な本性が最大に活動し最も能率良く發揮するよう個人を發展させることを重視した。社会一般はこのようにして進歩するのであつてこれなくして進歩することはない。彼はさらに、個性には社会生活を送る為の義務があり、責任をとらずに自分を發展させる制限や拘束のない自由に抑制すべきものがあることを認めている。しかしこれとは別に、世界の人々は自分たちの性格が豊かになるように一人一人が自己特有の方法で主張すると言う事が大いに推進されねばならないと主張している。しかし、社会の権力が個人に圧迫する傾向になりつつある。その上社会で起こる色々な変化は、社会を強化し個人の権力を縮小させる傾向にある。

我々は自分の一生における各年代または境遇に応じて考え方も色々変化するものである。それを社会の權威によつてただ一つの型にはめ、それ以外の考え方をとり入れないようにすることは個人の思想に対する強制である。この思想に対する強制を取り除くことは、現代に生きる人々にとつて最大の要求の一つだと言える。しかし思想の自由が広く認められている社会では、人々の行動に差があるために、社会全体としての活動が優柔不断に流れやすい。言うまでもなくあらゆる思想を寛容の立場で受け入れられる民主主義社会では優柔不断な態度から決断へ導くために多数決を行なう。だが、多数で決めたことが必ずしも正しいとは限らない。と考えることは、一度決定された意見に対して人の心を動揺させる。憲法に定められた法律に対して批判する自由を認めている民主主義社会では、そこで生活する人々が民主主義のルールを確実に身につけていない限り、とかく懷疑主義を招致しやすい。その上特に、反対の宣伝、疑惑の助長、内幕の暴露等が盛んに行われると疑い深い現代人は、表面的事情を信ずるよりもその裏にそれとは反対の事実が隠されていると信ずるようになってきている。また反対意見が多数を占めるようになり、その前の決定を覆すような意見になると、社会全体または国全体の行動を不均衡にし、や

り直し、建て直し、新規まき直しが繰り返されることによって全世界に対しては、一つの国の約束や義務に疑問を持たせる結果ともなる。国民がそのような機会に対しての態度に不満を感じてくることは、民主主義社会にとって危険なものである。

我々は、自分たちの抑圧しようとしている意見が誤謬であると必ずしも確信できるものではない。また、たとえ我々が確信することが出来るとしてもその意見を抑圧するわけにはいかない。第一に、権威によって抑圧されようとしている意見は、あるいは真理の場合もある。それを抑圧しようとする人々は、無論それが真理であることを否定するだろう。しかし彼らの判断は間違っていない。彼らは、その問題をすべての人々の為に決定し、他の人が判断するための手段を取り除く権威は持たない。その意見が誤謬であることを彼らが確信していることで他の意見を拒絶するのは彼らの確信によって絶対的確定性と同様にみることである。

人々は、自分が間違っているかどうかについて、理論上は常に重要視しているが、人々の実践に対する判断においては全く重要視していない。それは各人が、自分の誤り易いものであることを確実に承認しているにもかかわらず、誤り易い事に対して、いかなる予防策を講ずる必要があるかと考慮することがなく、また自分がいかにも確信していると云いうる考えも、実は誤りに陥り易いと考える仮定を認めることもまたほとんどないからである。専制君主または無制限の服従を受けることに慣れている人々は、すべての問題に関して、自分の意見に対するこのような完全な自信を常に抱いている。

人間は議論と経験とによって自分の誤謬を正すことが出来ると言われている。経験だけでは充分とは言えず、経験をどのように解釈すべきかを明らかにする為には議論が必要である。誤謬のある意見や実践は、徐々ではあるが事実と論証によって必ずうちくだされる。だが、事実と論証とが人の心に何らかの効力を与えるには、それが人の精神に強く働きかけなくてはならない。しかも事実の意味の説明なしで、ただそれだけで意味が理解できることは希である。ある人の判断が絶対に信頼できる場合、その人の判断はいかにしてそうなったのか考察して

いくと、彼が自分の意見と行為に対しての批評について常に自分の心を開いていたことに気づく。即ち、その人に対して論ぜられる一切の反対論に耳を傾け、これらの反対論の中から正当な部分を学び取ることによって自分を向上させ、また、間違っている虚偽を自分自身に、あるいは他人に納得させることが彼の習慣になってきたからである。自己自身の意見と他人の説とを照合することによって、自己の意見を訂正し、かつ完全なものにする習慣は、自分の考えを實踐するにあたって疑いと躊躇いとを生ずるどころではなく、むしろ自己の意見に正当な信頼を置く為の唯一の安定した基礎をなすのである。何故なら少なくとも明白な一切の反対論すべてを理解しており、さらにあらゆる反駁者に対抗して自己の意見を主張してきたので、彼は同じ手段を遂行していない他の人々の判断よりも自己の判断が優っていると考える権利をもつものである。

思想の自由が果たす重要な点は、単に偉大な思想家を作りあげる為ではなく、一般の人間を彼らの可能な限り精神的により高度なものへ到達させることであり、人間にとって不可欠なものである。

個人の自由は集団生活をしていく上で、彼自身だけに関係した部分と、他人に関係ある部分を持ち、利害関係が主に個人を占める部分は個人に与えるべきであり、逆に社会を占める部分は社会に与えるべきである。社会の一員としての行動が、そのいかなる点にせよ、他人にとって無関心とは言えない。誰と完全に孤立しているわけではない。もしも、誰かが、その人にとって重大で永続的な害ある行為をし、しかもその過失が他の人々に、広く波及せずにはすまないなら、彼は自分にたよって少しでも幸福を支えられている一切の人々に対し、悪い影響を与えるだけでなく、彼が仲間に対して必ず捧げなければならぬ奉仕をも出来なくなるのである。

今日、社会の権力は不当に伸長し、個人を一層圧迫する傾向にあるので、それは自然に消滅する害悪にはならず、ますます恐るべきものになろうとしている。

人間は、支配者であろうが被支配者であろうかを問わず、自分の意見を行為の規則として他人に押しつける傾向は、最も善い感情とその逆の感情のある何かによって強くささえられているので、権力なしではこの傾向は抑

制が不可能である。

社会の中で、さまざまな強制を受けながらも自由を享受している我々にとって、自分の自由を獲得することによって必然的に、他の人々に損失を与えるが、このような個人間の利害の対立は、いつの時代にも不可避なことである。人々は常に何かに対する自由を望んでいるに違いない。しかし自由を利己主義と同様に考える人もいるが、自由とは、あくまでも規律の中でその規律に従いながら生じたものであるが、利己主義はその人の無知によるものである。

我々は個人の自由の本当の意味を理解していなくても、この言葉に魅力を感じている。だが我々はこの言葉に憧れる前に、自分の身近な日常生活に目を向け、その中からまず小さな自由を見い出すべきである。そのようにして主張した個人の意見は、社会進歩に重要な役割を果たし、各人が真理を追求することによって人類全体に利益をもたらすことになる。

参考文献

- ① J S ミル著 「自由論」
- ② 尾高朝雄著 「自由論」
- ③ パーリン著 「自由論」

II